

平成 18 年 5 月 24 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

公的資金優先株式の返済に係る売出しについて

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 ^{くろやなぎ のぶお} 畔柳 信雄）は、本年 5 月 22 日にお知らせした公的資金優先株式の返済に関し、市場取引による売却及び引受人の買取引受による売出しについて、下記のとおりお知らせします。

記

1. 市場取引による売却結果

- (1) 本年 5 月 23 日にお知らせしましたとおり、同日、株式会社整理回収機構に保有していただいている第八種優先株式 9,300 株及び第十種優先株式 89,357 株の取得請求により、当社普通株式 179,639 株が整理回収機構に対して交付されました。
- (2) かかる当社普通株式は、本日、整理回収機構によって、東京証券取引所における ToSTNeT-2 取引（終値取引）により、すべて予定どおり売却されました。
- (3) なお、当社は、すでに本日お知らせしましたとおり、かかる売却に対当させ、同じく ToSTNeT-2 取引（終値取引）により当社普通株式 187,562 株、取得総額 286,969,860,000 円の自己株式の取得を行いました。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数

- (1) 預金保険機構の承認を前提に、整理回収機構を売出人とする引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数は、上記 1 記載の市場取引による売却の完了後に残る公的資金優先株式の全部となる第九種優先株式 79,700 株、第十種優先株式 60,643 株及び第十二種優先株式 16,700 株の取得請求により交付される当社普通株式の合計 277,245 株（当初予定されていた売出株式数どおり）となります。なお、これらの優先株式の取得請求は上記売出しの受渡期日までに行われる予定です。
- (2) 上記(1)記載の売出しが予定どおり実行された場合には、優先株式の形式で当社に注入された公的資金は完済されることとなります。

以 上

ご注意：この文書は、当社普通株式の取得結果及び売出しに係る売出株式数に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。当該普通株式は米国 1933 年証券法に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。同法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における当該普通株式の募集又は販売を行うことはできません。